

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 朝霞市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	80,000	7	0	0	80,000
1	53	エチルベンゼン	4	3	32,090	9	7,390	0	24,700
1	71	塩化第二鉄	2	8	72,200	8	53,200	0	19,000
1	80	キシレン	5	1	137,530	2	28,730	0	108,800
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	10	4,600	14	4,600	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	18,000	10	18,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	3	82,000	5	9,100	0	72,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	5	5,550	12	2,600	0	2,950
1	300	トルエン	5	1	329,750	1	83,750	0	246,000
1	384	1-プロモプロパン	1	10	550	17	550	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	3	5	80,300	6	9,300	0	71,000
1	400	ベンゼン	3	5	16,100	11	2,400	0	13,700
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	10	5,000	13	5,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	85,100	4	2,100	0	83,000
3	21	硝酸	1	10	3,600	15	3,600	0	0
3	40	硫化水素	1	10	1,300	16	1,300	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	10	100,000	3	70,000	0	30,000
		合計	—	—	1,053,670	—	301,620	0	752,050

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。